

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成22年10月4日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 40,000,000円 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債 130,000,000円 総計 170,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社ジー・テイスト第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金40,000,000円
各社債の金額（円）	金2,000,000円
発行価額の総額（円）	金40,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
利率（％）	年率2.8％
利払日	第1回利息支払期日：平成23年4月21日 第2回利息支払期日：平成23年10月21日 第3回利息支払期日：平成24年4月20日 第4回利息支払期日：平成24年10月19日 第5回利息支払期日：平成25年4月19日 満期利息支払期日：平成25年10月21日
利息支払の方法	<p>(1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回の利息支払期日、平成25年4月19日を第5回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半額相当を支払う。</p> <p>(2) 社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>(3) 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>(4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に繰上げる。</p> <p>(6) 利息の支払場所 株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p>
償還期限	平成25年10月21日

償還の方法	<p>(1) 本社は、平成25年10月21日(以下「満期償還日」という。)に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成25年4月19日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、第2回転換価額修正日(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第2項で定義される)以降、本新株予約権の行使可能期間中において、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値含む)が、10連続取引日のいずれの取引日においても転換価額(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第1項第2号に規定される。)を下回った場合には、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して60取引日後以降の日を繰上償還日として、当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還することを、当社に請求できる権利を有する。ただし、繰上償還日が満期償還日以降となる場合、本号は適用されないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下のように割当てる 株式会社ジー・コミュニケーション 40,000,000円(20個)</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません
申込期間	平成22年10月20日
申込取扱場所	株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号
払込期日	平成22年10月21日
振替機関	該当事項はありません
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p>

財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません
取得格付	取得していない。

(注) 1. 本書に係る新株予約権付社債を、本書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が(新株予約権付社債に関する事項)の「新株予約権の行使時の払込金額」欄又は「財産上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が40百万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。</p> <p>< 転換価額の修正 ></p> <p>平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)をそれぞれ転換価額修正日(以下「修正日」という。)とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。</p> <p>3. 転換価額の上限及び下限</p> <p>転換価額 70円</p> <p>上限転換価額 転換価額の200%に相当する金額(140円)</p> <p>下限転換価額 転換価額の50%に相当する金額(35円)</p> <p>4. 割当株式数の上限及び下限</p> <p>上限 1,142,840株(発行済株式総数に対する割合は1.96%)</p> <p>下限 285,700株(発行済株式総数に対する割合は0.49%)</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。</p> <p>当社は、平成25年4月19日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ジー・テイスト 普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。</p>

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、70円とする。ただし、本項第2項又は第3号の規定に従って修正又は調整されるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定に拘わらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

2. 転換価額の修正

平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)をそれぞれ転換価額修正日(以下「修正日」という。)とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる、ただし、第3項による調整を受ける、以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初の転換価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる、ただし、本項による調整を受ける、以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本項(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金40,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から平成25年10月18日までとする。本新株予約権付社債の線上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません</p> <p>4. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券）の発行により資金の調達をしようとする理由

（１）当該資金調達の目的及び理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店（平成21年3月末から88店舗増加）となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフード インクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

景気感の先行き不透明感による個人消費の低迷が、当事業年度も継続することを前提とし当事業年度につきましては積極的な出店は行わない方針ですが、一方において営業キャッシュ・フローの改善が進まない可能性があるため、改装、業態転換、居抜き物件を活用した新規出店など低額の投資は継続して実施する必要があると考えております。当該投資は、3年程度の回収を目途として投資判断を行っており、長期借入金の返済が営業キャッシュ・フローを大幅に超過している状況下での長期借入金による当該投資資金の調達に伴う負債の増加は将来的には課題が大きくなる可能性が高くなると考え、直接金融による調達を検討いたしました。

当該資金について第三者割当増資による普通株式の発行を検討いたしました。割当先である株式会社ジー・コミュニケーションに対して、普通株式、転換社債型新株予約付社債のそれぞれの手法による引受可能額の確認を行ったところ、調達可能金額の観点から当該投資資金の調達においては、一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなるため、転換社債型新株予約権付社債を発行することといたしました。

さらに当該調達資金の目的を考慮し、第5回転換社債型新株予約権付社債と比較し、償還期限が短い一方で、利息負担が軽減される理由から第4回無担保転換社債型新株予約権付社債は当該投資資金の調達法として最良と考えました。

（２）当該資金調達の方法を選択した理由について

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしました。当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし、一般投資家を対象とした公募増資を検討いたしました。しかしながら、幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答がありましたので続いて第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果を踏まえ、転換社債型新株予約権付社債の発行が当社の必要とする金額に近い調達が可能となる手法と判断し本新株予約権付社債を発行することといたしました。

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、本社債は転換価額を6か月超の間隔で修正されるこ

とに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されると考えました。なお、本社債の転換価額はいずれも下限及び上限が予め設定されているため既存株主に配慮した設計となっております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化すると共に業績向上の足がかりとなること

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは当社の筆頭株主であり、同社とは原則的には本新株予約権付社債に関する継続保有の方針を取り決めております。また、割当先とは本社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、原則的に継続保有の方針を取り決めており、譲渡など行わず継続保有である旨を伺っております。一方、当社グループの取引先等業務上のシナジー効果を鑑みて本新株予約権付社債が一部譲渡される可能性はありますが、いずれの場合においても本社債に付された新株予約権を行使の結果新たに発行される当社株式については需給悪化要因になる可能性は低いと考えられること

本社債に付された新株予約権について、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、当社が必要とする資金の調達が可能と期待できること

本社債に付された新株予約権の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、転換価額が6ヶ月超の期間間隔で行使価額転換価額が修正されることから、一定程度の社債の転換が進む設計になっていること

本社債に付された新株予約権の転換価額は、下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることに加え、6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、将来当社の株価が現在の株価よりも下落した場合でももしくは社債の転換が行われ、結果として資本が増強されることが期待できること並びにまたは社債に付された新株予約権の転換価額は、下限値と上限値が設定されているため、社債の転換が行われた場合における既存株主への希薄化の影響に配慮した設計になっていること

本社債の転換は、転換の時期(期間)が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

本社債に付された新株予約権が行使された場合、交付される株式数のうち1株未満は切捨てられるとともに、当該行使にかかる新株予約権の発行代金(社債については、社債部分の全て)が当社の資本金および資本準備金となるため、1株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと

<デメリットとなる要素>

本社債の発行の他、平成22年10月4日開催の取締役会において、当社の短期借入金の返済原資確保を目的とした第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び長期借入金の返済原資の確保を目的とした第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(本社債、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を以下、当該社債という。第2回新株予約権を以下、当該新株予約権という。)の発行を決議しております。

新株予約権(当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権)の行使が進んだ場合、6,714,228株(当該新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ当該社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合)の新株式が交付されるため(当該新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため)、既存株式の希薄化が生じること

本社債は、満期償還まで3年程度と長期間ではあるものの、本社債に付された新株予約権の行使が進まなかった場合、本社債の満期償還が近づくことに伴って、かかる返済原資の問題が発生し、新たな資金調達などを検討しなければならなくなり、償還リスクが残ること

既存の株主様には、当該新株予約権付社債及び当該新株予約権に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

(3) 本社債の特徴

本社債の特徴は、次のとおりとなります。

転換価額及び対象株式数の修正

本社債は、次の要領で、転換価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

本社債の転換価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。

平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均90%に、転換価額が修正されます。

修正される転換価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限転換価額は転換価額70円の200%、下限転換価額は転換価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限転換価額方向の幅の方が広がっております。

転換価額を1個当たりの払込金額である金2,000,000円で除した数(端数切り捨て)が転換により付与される株式数となりますので、転換価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

転換価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、転換価額が固定型の転換社債型新株予約権付社債に比べて転換が行われやすくなります。

転換に際して出資される財産額の固定

本社債は、上記のとおり、転換価額の修正、それに伴い転換により付与される株式数は修正されますが、本社債1個当たりの払込金額は金2,000,000円と固定されており、転換総額40万円は修正されません。

利息の支払条項

本社債の利率は年2.8%に設定されております。なお、次の要領で、利息の支払いを行います。

本社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日まで利息を付け、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回利息支払期日、平成25年4月19日を第5回利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ年額利息の半分を支払います。

本社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとし、

本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとし、

繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還または買入消却後は利息を付しません。

本社債の転換が進んだ場合、利息負担が抑えることができます。

繰上償還(当社のコールオプション)

本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還が可能です(当社のコールオプション)。

当社は、平成25年4月19日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知し、応答日がない場合はその前日を、応答日が金融機関休業日の場合はその前営業日を繰上償還日とします。

当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知します。

発行価額相当額で取得が可能であることから、今後、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、本社債権者のプットオプションはありません。

買入消却

本社債には以下の買入消却条項が規定されており、次の要項で、当社と社債権者の合意により、買入消却が可能です。

本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができます。

譲渡制限条項

本社債には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本社債の買受契約により、割当先は本社債を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこ

れに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(4) 現在及び将来における発行済み株式総数の増加が当社の株主に与える影響

今回の第三者割当による新株予約権発行（当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合）及び当該社債（当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合及び当該社債（当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が23.06%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化について緩やかにすることができるとに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第三者割当による当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使に伴う当社株式の希薄化と、当社借入債務の軽減及び事業基盤の安定化は短期的には相容れないものであります。当社は、第三者割当増資を検討する際に、当社株式の希薄化と当社の財務状況改善及び事業基盤安定化の最適なバランスを考慮するとともに、株式希薄化に対する第三者委員会の意見を参考にしながら、第三者割当による本新株予約権及び本社債の諸条件を決定いたしました。第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行による資金調達が実施されない場合は、借入債務が軽減されず、事業収益の一部を借入債務の返済に充当せざるを得ず、当社の成長や企業価値向上の阻害になる可能性があります。一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行は、当社の成長及び企業価値向上に資するものと考え、今回の第三者割当を決定いたしました。つきましては、今回の第三者割当による希薄化は妥当な規模であると考えております。

よって、今回の第三者割当において調達した資金を借入債務の返済及び新規出店費用・既存店舗の改修費用などに充当することにより、当社の財務状況の改善及び事業基盤の安定化が図る事ができ、当社の成長及び企業価値の向上に資するものでありますので、中長期的には株主の皆様への当社に対するご期待に沿える事ができるものと考えております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社が割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当契約（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

割当予定先は、発行価額の割り当てられた総額金40,000,000円（以下、「割当発行価額総額」という。）を、本新株予約権付社債の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成22年10月21日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料（リフティングチャージ）等は当社が負担するものとする。

先買権として当社は、本新株予約権の総数が20個以上存する限り、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しなければならない。

- ・当社は、割当予定先に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、割当予定先は当該本提案書の10取引日（大阪証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、割当予定先が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権付社債券の発行
当社は、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債券を発行しないものとします。
7. 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。
8. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互密接に関連する。また、発行後に当社株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、及び、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元)においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととした。
9. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
 - (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、そののちこれを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
10. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。
11. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 「1 [新規発行新株予約権付社債(短期社債は除く。)]」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

2【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社ジー・テイスト第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金130,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000,000円
発行価額の総額（円）	金130,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
利率（％）	年率3.0%
利払日	第1回利息支払期日：平成23年4月21日 第2回利息支払期日：平成23年10月21日 第3回利息支払期日：平成24年4月20日 第4回利息支払期日：平成24年10月19日 第5回利息支払期日：平成25年4月19日 第6回利息支払期日：平成25年10月21日 第7回利息支払期日：平成26年4月21日 満期利息支払期日：平成26年10月21日
利息支払の方法	<p>(1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回の利息支払期日、平成25年4月19日を第5回の利息支払期日、平成25年10月21日を第6回の利息支払期日、平成26年4月21日を第7回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半額相当を支払う。</p> <p>(2) 社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>(3) 本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>(4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に繰上げる。</p> <p>(6) 利息の支払場所 株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p>
償還期限	平成26年10月17日

償還の方法	<p>(1) 本社は、平成26年10月21日(以下「満期償還日」という。)に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成26年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、第2回転換価額修正日(「新株予約権付社債に関する事項」 「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第2項で定義される)以降、本新株予約権の行使可能期間中において、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値含む)が、10連続取引日のいずれの取引日においても転換価額(「新株予約権付社債に関する事項」 「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第1項第2号に規定される。)を下回った場合には、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して60取引日後以降の日を繰上償還日として、当社に対して事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還することを、当社に請求できる権利を有する。ただし、繰上償還日が満期償還日以降となる場合、本号は適用されないものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(7) 繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下のように割当てる 株式会社ジー・コミュニケーション 130,000,000円(26個)</p>
申込証拠金(円)	<p>該当事項はありません</p>
申込期間	<p>平成22年10月20日</p>
申込取扱場所	<p>株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p>
払込期日	<p>平成22年10月21日</p>
振替機関	<p>該当事項はありません</p>
担保	<p>本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>

財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書(財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。)に示される当期純損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。</p>
取得格付	取得していない。

(注) 1. 本書に係る新株予約権付社債を、本書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が(新株予約権付社債に関する事項)の「新株予約権の行使時の払込金額」欄又は「財産上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が130百万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。</p> <p>< 転換価額の修正 ></p> <p>平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)、平成25年12月10日(第6回修正日)、平成26年6月17日(第7回修正日)をそれぞれ転換価額修正日(以下「修正日」という。)とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。</p> <p>3. 転換価額の上限及び下限</p> <p>転換価額 70円</p> <p>上限転換価額 転換価額の200%に相当する金額(140円)</p> <p>下限転換価額 転換価額の50%に相当する金額(35円)</p> <p>4. 割当株式数の上限及び下限</p> <p>上限 3,714,282株(発行済株式総数に対する割合は6.38%)</p> <p>下限 928,564株(発行済株式総数に対する割合は1.59%)</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。</p> <p>当社は、平成26年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の割当日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ジー・テイスト 普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、70円とする。ただし、本項第2項又は第3号の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定に拘わらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額の修正</p> <p>平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)、平成25年12月10日(第6回修正日)、平成26年6月17日(第7回修正日)をそれぞれ転換価額修正日(以下「修正日」という。)とし、当該日において有効な転換価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第3項による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が当初の転換価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	--

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本項(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金130,000,000円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年10月25日から平成26年10月20日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません</p> <p>4. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならない。</p>

	(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店(平成21年3月末から88店舗増加)となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフード インクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

長期借入金の年間返済額が営業キャッシュ・フローを大幅に超過していることが中長期的な財務上の課題と考えております。したがって現在、主力取引銀行等から新たに長期借入金を調達することにより加重平均した平均返済期間の長期化に取り組んでおります。しかしながら景況感の反転時には、いち早く積極的な投資を行うことが企業価値の向上、既存株主様の持ち分価値向上に資すると認識しており、そのために長期有利子負債の早期圧縮が機動的な経営を行うために重要課題と認識し、直接金融による資金調達を検討いたしました。

当該資金について第三者割当による普通株式の発行を検討いたしました。割当先である株式会社ジー・コミュニケーションに対して普通株式、転換社債型新株予約付社債のそれぞれの手法による引受可能額の確認を行ったところ、調達可能金額の観点から当該投資資金の調達においては、一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなるため、転換社債型新株予約権付転換社債を発行することといたしました。本社債の発行により調達する手取り概算額の123百万円については長期借入金の返済原資に充当いたします。

また、本社債に付された新株予約権が行使されなかった場合、負債がそのまま残ることとなりますが、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を4年としているため、結果的に有利子負債の返済期間の緩速化となり、引いては返済負担の軽減化につながり景況感の反転時に積極投資を可能とする一因になると考え、当該目的を一定程度達成できるものと考えております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしました。当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし一般投資家を対象とした公募増資を検討いたしました。が、幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答がありましたので続い

で第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果を踏まえ、転換社債型新株予約権付社債を発行することといたしました。

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、本社債は転換価額を6か月超の間隔で修正されることに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されると考えました。なお、本社債の転換価額は下限及び上限が予め設定されているため既存株主に配慮した設計となっております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化すると共に業績向上の足がかりとなること

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは当社の筆頭株主であり、同社とは原則的には本新株予約権付社債に関する継続保有の方針を取り決めております。また、割当先は本社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、原則的に継続保有の方針を取り決めており、譲渡など行わず継続保有である旨を伺っております。一方、当社グループの取引先等業務上のシナジー効果を鑑みて本新株予約権付社債が一部譲渡される可能性はありますが、いずれの場合においても本社債に付された新株予約権を行使の結果新たに発行される当社株式については需給悪化要因になる可能性は低いと考えられること

本社債に付された新株予約権について、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、当社が必要とする資金の調達が可能と期待できること

本社債に付された新株予約権の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、転換価額が6ヶ月超の期間間隔で行使価額転換価額が修正されることから、一定程度の社債の転換が進む設計になっていること

本社債に付された新株予約権の転換価額は、下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることに加え、6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、将来当社の株価が現在の株価よりも下落した場合でももしくは社債の転換が行われ、結果として資本が増強されることが期待できること並びにまたは社債に付された新株予約権の転換価額は、下限値と上限値が設定されているため、社債の転換が行われた場合における既存株主への希薄化の影響に配慮した設計になっていること

本社債の転換は、転換の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

本社債に付された新株予約権が行使された場合、交付される株式数のうち1株未満は切捨てられるとともに、当該行使にかかる新株予約権の発行代金（社債については、社債部分の全て）が当社の資本金および資本準備金となるため、1株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと

<デメリットとなる要素>

本社債の発行の他、平成22年10月4日開催の取締役会において、当社の短期借入金の返済原資確保を目的とした第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び設備投資を目的とした第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（本社債、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債を以下、当該社債という。第2回新株予約権を以下、当該新株予約権という。）の発行を決議しております。

新株予約権（当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権）の行使が進んだ場合、6,714,228株（本新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ当該社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合）の新株式が交付されるため（当該新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため）、既存株式の希薄化が生じること

本転換社債型新株予約権付社債は、満期償還まで4年程度と長期間ではあるものの、本社債に付された新株予約権の行使が進まなかった場合、本社債の満期償還が近づくことに伴って、かかる返済原資の問題が発生し、新たな資金調達などを検討しなければならなくなり、償還リスクが残ること

既存の株主様には当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

(3) 本社債の特徴

本社債の特徴は、次のとおりとなります。

転換価額及び対象株式数の修正

本社債は、次の要領で、転換価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

本社債の転換価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、転換価額が修正されます。

修正される転換価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限転換価額は転換価額70円の200%、下限転換価額は転換価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限転換価額方向の幅の方が広がっております。

転換価額を1個当たりの払込金額である金5,000,000円で除した数（端数切り捨て）が転換により付与される株式数となりますので、転換価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

転換価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、転換価額が固定型の転換社債型新株予約権付社債に比べて転換が行われやすくなります。

転換に際して出資される財産額の固定

本社債は、上記のとおり、転換価額の修正、それに伴い転換により付与される株式数は修正されますが、本社債1個当たりの払込金額は金5,000,000円と固定されており、転換総額130百万円は修正されません。

利息の支払条項

本社債の利率は年3.0%に設定されております。なお、次の要領で、利息の支払いを行います。

本社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日まで利息を付け、平成23年4月21日を第1回の利息支払期日、平成23年10月21日を第2回の利息支払期日、平成24年4月20日を第3回の利息支払期日、平成24年10月19日を第4回の利息支払期日、平成25年4月19日を第5回の利息支払期日、平成25年10月21日を第6回の利息支払期日、平成26年4月21日を第7回の利息支払期日、満期償還日を満期利息支払期日として、それぞれ年額利息の半分を支払います。

社債の割当日後又は前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日前に本社債に付された新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、行使日以降利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該行使の効力発生後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。

本社債の割当日後または前回の利息支払期日後、次の各利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、当該繰上償還日又は買入消却日において残存する未払い経過利息及び未払い残高は、当該償還日または買入消却日の後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとします。

繰上償還または買入消却される本社債については、繰上償還または買入消却後は利息を付しません。

本社債の転換が進んだ場合、利息負担が抑えることができます。

繰上償還（当社のコールオプション）

本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還が可能です（当社のコールオプション）。

当社は、平成26年4月21日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知し、応答日がない場合はその前日、応答日が金融機関休業日の場合はその前営業日を繰上償還日とします。

当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できます。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知します。

発行価額相当額で取得が可能であることから、今後、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、本社債権者のプットオプションはありません。

買入消却

本社債には以下の買入消却条項が規定されており、次の要項で、当社と社債権社の合意により、買入消却が可

能です。

本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、割当日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができます。

譲渡制限条項

本社債には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本社債の買受契約により、割当先は本社債を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

その他の条項

本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。）に示される当期純損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。

(4) 現在及び将来における発行済み株式総数の増加が当社の株主に与える影響

今回の第三者割当による新株予約権発行（当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合）当該本社債（当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合及び当該社債（当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が23.06%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達には、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化について緩やかにすることができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第三者割当による当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使に伴う当社株式の希薄化と、当社借入債務の軽減及び事業基盤の安定化は短期的には相容れないものでありますが、当社は、第三者割当増資を検討する際に、当社株式の希薄化と当社の財務状況改善及び事業基盤安定化の最適なバランスを考慮するとともに、株式希薄化に対する第三者委員会の意見を参考にしながら、第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の諸条件を決定いたしました。第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行による資金調達が実施されない場合は、借入債務が軽減されず、事業収益の一部を借入債務の返済に充当せざるを得ず、当社の成長や企業価値向上の障害になる可能性があります。一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行は、当社の成長及び企業価値向上に資するものと考え、今回の第三者割当を決定いたしました。つきましては、今回の第三者割当による希薄化は妥当な規模であると考えております。

よって、今回の第三者割当において調達した資金を借入債務の返済及び新規出店費用・既存店舗の改修費用などに充当することにより、当社の財務状況の改善及び事業基盤の安定化が図る事ができ、当社の成長及び企業価値の向上に資するものでありますので、中長期的には株主の皆様への当社に対するご期待に沿える事ができるものと考えております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 当社が割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当契約（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

割当予定先は、発行価額の割り当てられた総額金130,000,000円（以下、「割当発行価額総額」という。）を、本新株予約権付社債の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成22年10月21日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料（リフティングチャージ）等は当社が負担するものとする。

先買権として当社は、本新株予約権の総数が26個以上存する限り、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しなければならない。

・当社は、割当予定先に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。

- ・提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、割当予定先は当該本提案書の10取引日(大阪証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、割当予定先が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権付社債券の発行
当社は、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債券を発行しないものとします。
7. 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計26個の本新株予約権を発行する。
8. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互密接に関連する。また、発行後に当社株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、及び、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元)においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととした。
9. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
 - (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、そののちこれを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
10. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。
11. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 「2 [新規発行新株予約権付社債(短期社債は除く。)]」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

3【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
170,000,000	9,000,000	161,000,000

(注) 1. 上記払込金額は、第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、当社から財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社(横浜市神奈川区白幡西町3番15-MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎)へのファイナンシャル・フィーとして560万円、有価証券届出書等開示資料作成報酬として90万円、弁護士報酬として40万円、価値算定報酬及び調査費用として130万円、その他諸費用として80万円であります。

(2)【手取金の使途】

a 資金使途

調達する資金の具体的な使途

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

具体的な使途	金額	支出予定時期
関東地区 既存店舗の改修費用	4百万円	平成22年10月
関東地区 既存店舗の改修費用	4百万円	平成22年10月
東海地区 既存店舗の改修費用	6百万円	平成22年10月
関東地区 既存店舗の改修費用	11百万円	平成22年10月
東北地区 新規出店費用	13百万円	平成22年10月

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

具体的な使途	金額	支出予定時期
長期借入金の返済原資の一部としての費用	123百万円	平成22年10月～平成22年11月

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

資金使途の合理性に関する考え方

上記の差引手取り概算額161百万円の資金使途の内訳につきましては、以下のとおりです。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

新規出店費用、既存店舗の改修費用の一部として38百万円を充当する予定です。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

当社の長期借入金の返済原資の一部として123百万円を充当する予定です。

今回の本社債の発行は、借入債務を軽減させるとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであり、資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません

【募集又は売出に関する特別記載事項】

当社は、本社債の発行の他、当社の長期借入金の返済原資の資金確保のため、平成22年10月4日開催の取締役会において、新株予約権（以下、「第2回新株予約権」という。）及び第3回転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。調達資金の用途につきましては、短期借入金及び長期借入金の返済原資の一部並びに新規出店、既存店舗の改修費用に充当する予定です。なお、第三者割当による第2回新株予約権及び第3回転換社債型新株予約権付社債の発行の内容は以下のとおりであります。

第三者割当による本新株予約権の概要

第2回新株予約権

(1)	発行期日	平成22年10月21日
(2)	発行新株予約権数	20個
(3)	発行価額	総額1,135,700円（新株予約権1個当たり56,785円）
(4)	当該発行による潜在株式数	行使価額70円における潜在株式数：1,428,560株 行使価額上限値（140円）における潜在株式数：714,280株 行使価額下限値（35円）における潜在株式数：2,857,140株
(5)	資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	101,135,700円（差引手取概算額：95,000,000円） （内訳）新株予約権発行分：1,135,700円 新株予約権行使分：100,000,000円
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額（70円）における潜在株式数：1,428,560株 なお、平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に行使価額が修正され、行使価額修正日より適用するものとする。なお、行使価額の修正範囲はその上限を行使価額70円の200%までの140円とし、下限を行使価額70円の50%までの35円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
(8)	割当先	Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：50,000,000円（10個） Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：50,000,000円（10個）
(9)	その他	譲渡制限条項及び行使制限条項あり

第3回転換社債型新株予約権付社債

(1)	発行期日	平成22年10月21日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：5,000,000円(各本社債の金額100円につき100円)
(4)	当該発行による潜在株式数	転換価額(70円)における潜在株式数：2,857,120株 転換価額上限値(140円)における潜在株式数：1,428,560株 転換価額下限値(35円)における潜在株式数：5,714,280株
(5)	資金調達額	200,000,000円(差引手取概算額：189,000,000円) (内訳)本社債の払込金額の総額 (各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数) ：200,000,000円
(6)	行使価額又は転換価額及びその修正条件	転換価額は当初、70円とする。平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)をそれぞれ転換価額修正日とし、いずれの修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均に0.9を乗じた額(1円未満の端数は切り上げる)に転換価額を修正するものとし、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
(8)	割当先	Brilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)：100,000,000円(20個) Brilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)：100,000,000円(20個)
(9)	その他	譲渡制限条項あり

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(平成22年3月31日現在)

商号	株式会社ジー・コミュニケーション		
本店所在地	愛知県名古屋市中区黒川本通5丁目12番地の3		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉本 英雄		
事業内容	グループホールディングス会社及びコンサルティング事業並びにデザイン施工事業		
資本金の額	3,754,010,000円		
設立年月日	平成9年6月5日		
発行済株式数	14,249,000株		
従業員数	1,550名（連結）		
主要取引先	サンメッセ株式会社、神田印刷工業株式会社、株式会社新広社		
主要取引銀行	みずほ銀行（築地法人部）、三菱東京UFJ銀行（名古屋営業本部）、東京スター銀行（名古屋支店）、りそな銀行（名古屋営業本部）		
大株主及び持株比率	株式会社フーディーズ		51.0%
	株式会社ベンチャー・リンク		13.5%
	NISグループ株式会社		10.4%
	株式会社コムネットバンク		4.4%
	ジャフコV-1B号投資事業有限責任組合		2.2%
	株式会社West Trading		1.7%
	投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド		1.5%
	ジャフコV1スター投資事業有限責任組合		1.3%
	SMB Cキャピタル8号投資事業有限責任組合		1.2%
	野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合		1.1%
当社との関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数（平成22年10月1日現在）	31,973,654株
	取引関係	業務運営における助言、店舗の施工、備品の購入	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	当社の親会社に該当します。	

最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）			
	平成20年5月期（単体）	平成21年3月期（連結）	平成22年3月期（連結）
純資産	8,678,665	7,945,339	9,281,814
総資産	14,346,820	32,547,496	31,240,274
1株当たり純資産（円）	611,087.54	321.88	313.22
売上高	4,565,228	63,958,233	51,533,990
営業利益	109,767	1,429,940	370,748
経常利益	670,427	1,888,145	783,561
当期純利益	75,345	950,635	28,421
1株当たり当期純利益（円）	5,499.36	66.80	2.00
1株当たり配当金（円）	6,000.00	12.00	0.00

1. 平成20年10月31日付で1株につき、1,000株の割合で株式分割をしております。
2. 平成21年3月期に、決算日を5月31日から3月31日に変更しております。
3. 平成21年3月期より、連結財務諸表を公表しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たすこと及びキャッシュ・フローの改善が最重要事項と考え、資金の調達が機動的に行われること、将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めること、支配株主が生じないことなどの観点を考慮した上、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただいたうえで、複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。

株式会社ジー・コミュニケーション

当社の筆頭株主であります同社は、店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第4回及び第5回新株予約権付社債の発行について、当該社債に付された新株予約権の行使によって発行される普通株式について長期保有の方針を明確に伺うことができたことから、同社に割り当てることが需給の悪化を妨げる要因にないかと判断したため割当先に選定いたしました。なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第4回及び第5回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認している他、第三者機関による調査にて同社及び同社の役員が反社会勢力と関与がない旨確認しております。

財務アドバイザー会社の選定について

財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF 202号、代表取締役 岩谷俊一郎）の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査等を行い、また、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討いたしました。

その結果、当社にとって最適であると判断した財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF 202号、代表取締役 岩谷俊一郎）とアドバイザー契約を行っており、当該アドバイザー会社より、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを紹介いただきました。同財務アドバイザー会社からの説明及び提供資料に基づき確認したところ、同財務アドバイザー会社又は同財務アドバイザー会社役員と各割当先との間に人的又は資本上の関係はございませんでした。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社ジー・コミュニケーション

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 571,420株(20個)

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,857,128株(26個)

(注) 割り当てようとする株式の数は、いずれも本新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額70円において転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションとは、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めております。また、割当先は、第4回及び第5回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により交付を受ける当社株式については、原則的に継続保有の方針を取り決めており、譲渡など行わず継続保有である旨取り決めております。当該割当先の判断で第三者に売却することができます。ただし、いずれも社債については、割当先の判断により、当社とのシナジー効果を鑑みて、当社の取引先などへの譲渡などが検討される可能性があります。また、いずれも社債の譲渡については、当社の取締役会における承認が必要となります。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第4回及び第5回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使や当社株式の売却、及び第4回及び第5回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

なお、第4回及び第5回新株予約権付社債の第三者への譲渡を検討するに当たっては、当社の取引先等、安定的な保有、あるいは市場の状況及び他の株主様への影響等を考慮いただくことが出来ることを前提とした譲渡先候補から最終的な譲渡先を選定頂くようお願いしております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使及び本社債にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、銀行口座の残高確認書類を取得しております。また、本新株予約権及び本社債のいずれも発行について各割当先より発行日までに払い込むことの確約をいただいております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の普通株式株式31,973,654株(発行済み株式総数の54.91%)を保有する当社の親会社です。店舗の施工、備品の購入等の取引ほか、店舗改装や記号価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

また、面談等を通じて同社並びにその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からもこの度の第4回及び第5回新株予約権付社債の割当に伴い、編社会勢力の関与がない旨を書面及び面談にて確認している他、第三者機関による調査に同社及び同社の役員が反社会勢力の関与がない旨確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本社債の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場の終値平均の90%としており、転換価額は平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）、平成24年11月26日（第4回修正日）、平成25年6月3日（第5回修正日）、平成25年12月10日（第6回修正日）、平成26年6月17日（第7回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%となり、転換価額が修正される条件となっております。なお、本社債に付された新株予約権の公正価値は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）に算定を依頼した上で決定しております。

本社債に付された新株予約権は、本社債からの分離譲渡はできず、かかる新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴い本社債に付された新株予約権は消滅するなど、本社債と本社債に付された新株予約権が相互密接に関連します。また、発行後に当社株価が変動しても、6ヶ月超の期間間隔で定期的に転換価額が修正されるという本社債の特性、及び、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）においてモンテカルロ・シミュレーションにて算定された本新株予約権の公正価値と本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本社債に付された新株予約権と引換に金銭の払込みをしないこととしました。

上記を踏まえて、当社取締役会にて検討した結果、金利減免効果など本社債に新株予約権を付すことによって得られることのできる経済的利益は本社債に付された新株予約権の公正価値を上回っており、本社債に付された新株予約権と引換に払込みを要しないことが合理的であるため、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名全員から、本社債の発行条件にかかる発行価額及び払込金額は割当先に特に有利でないとの意見を述べております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

今回の第三者割当による新株予約権発行（当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合）及び当該社債（当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合）の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、株式の希薄化についてゆるやかにすることができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

今回の第三者割当による新株予約権の行使価額による発行株式数は1,428,560株であり、平成22年10月1日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の2.45%（行使価額70円における潜在株式に係る議決権個数14,285個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の2.46%、行使価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数7,142個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の1.23%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数28,571個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の4.92%）に相当いたします。このような希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は資金調達とキャッシュ・フローの改善を主眼としたものであります。

今回の第三者割当による当該社債に付された新株予約権の転換価額による発行株式数は5,285,668株であり、平成22年10月1日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の9.08%（転換価額70円における潜在株式に係る議決権個数52,856個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の9.09%、転換価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数26,428個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の4.55%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数105,714個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の18.19%）に相当いたします。このような希薄化が生じますが、本社債の発行は資金調達とキャッシュ・フローの改善を主眼としたものであります。

このような考えのもと、平成22年10月4日開催の当社取締役会では、当該社債の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役3名全員（うち社外監査役2名）、当該社債に関し独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元）が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む取締役会の判断に基づく当該社債の発行については、その必要性及び相当性について適切であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ており、合理的なものであると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希薄化率は25%を超えるものではありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジー・コミュニ ケーション	名古屋市北区黒川本通 5-12-3	31,973,654	55.02%	34,402,202	53.05%
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	2,142,840	3.30%
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	2,142,840	3.30%
ジー・テスト取引先持 株会	仙台市若林区大和町 5-33-18	1,290,800	2.22%	1,290,800	1.99%
江川 春延	仙台市青葉区	718,000	1.24%	718,000	1.11%
株式会社生活考房	名古屋市昭和区隼人町 3-4	560,746	0.96%	560,746	0.86%
江川 進興	仙台市宮城野区	453,900	0.78%	453,900	0.70%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	452,300	0.78%	452,300	0.70%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1-11-1	334,020	0.57%	334,020	0.52%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央3-3-20	324,000	0.56%	324,000	0.50%
東 金次	仙台市青葉区	219,100	0.38%	219,100	0.34%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	164,900	0.28%	164,900	0.25%
計	-	36,491,420	62.79%	43,205,648	66.63%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成22年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として、平成22年7月1日付における当社の兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社との合併による新株式発行の内容を加味して記載しております。

- 直近日現在(平成22年10月1日)の発行済株式総数は58,224,201株であり、自己株式は523株であります。
- 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
- 今回発行される本社債に付された新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。本社債に付された行使期間は平成22年10月25日から平成26年10月20日までとなっております。
- 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が行使価額70円で全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年7月1日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 今回発行される本新株予約権が全て行使(下限行使及び転換価額)された場合における数値(割当後の所有株式数及び割当後の議決権数に対する所有議決権数の割合)は以下のとおりとなります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年7月1日より保有株式数に変更のないとの前提で計算したものであり、上記1～3の記載内容を加味して記載しております。

<ご参考>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジー・コミュニ ケーション	名古屋市北区黒川本通 5-12-3	31,973,654	55.02%	36,830,776	51.67%
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	4,285,710	6.01%
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	4,285,710	6.01%
ジー・テスト取引先持 株会	仙台市若林区大和町 5-33-18	1,290,800	2.22%	1,290,800	1.81%
江川 春延	仙台市青葉区	718,000	1.24%	718,000	1.01%
株式会社生活考房	名古屋市昭和区隼人町 3-4	560,746	0.96%	560,746	0.79%
江川 進興	仙台市宮城野区	453,900	0.78%	453,900	0.64%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	452,300	0.78%	452,300	0.63%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1-11-1	334,020	0.57%	334,020	0.47%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央3-3-20	324,000	0.56%	324,000	0.45%
東 金次	仙台市青葉区	219,100	0.38%	219,100	0.31%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	164,900	0.28%	164,900	0.23%
計	-	36,491,420	62.79%	49,919,962	70.03%

6【大規模な第三者割当の必要性】

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債発行(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希釈化率は25%未満となります。

今回の第三者割当の希釈化率は25%を超えるものではなく大規模な第三者割当増資に該当しませんが、既存株主への希薄化に係る影響などを鑑みて第三者割当による新株予約権発行、本社債発行のそれぞれにおける必要性和相当性について、経営者から一定程度独立した大阪証券取引所の定める企業行動規範における第三者による委員会を設置し、その意見を当該委員会(以下、「第三者委員会」という。)に求めることといたしました。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、白石篤司法律事務所の弁護士である北村克己氏、税理士・公認会計士藤田隆大事務所の公認会計士である藤田隆大氏、当社社外監査役である小松正美氏の3名により構成されております。

上記理由に伴って、第三者委員会から今回の第三者割当の必要性和相当性が認められるとの意見を入手しており、今回の第三者割当増資にかかる資金調達の検討の経緯、当社の株主に及ぼす影響、株主にとって有利又は不利である点などの内容の詳細については以下のとおりです。

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由および大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希釈化率は25%を超えるものではありませんので大規模な第三者割当には該当いたしません。当該第三者割当増資を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存株主への影響についても取締役会の判断は以下のとおりであります。

当該第三者割当増資を行うこととした理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。

このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店(平成21年3月末から88店舗増加)となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフードインクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。営業キャッシュ・フローが引き続き改善されなかった場合、当社が有する借入債務及び借入債務の金利負担などの返済にも影響があり、財務体質の悪化を招く恐れがあるとともに、手元資金の減少により今後の景気反転に伴う積極的な事業展開ができなくなる可能性が高くなると考えました。特に納税資金や配当金等の季節性需要以外の運転資金として調達した短期借入金399百万円(平成22年9月30日現在)については、目先の財務体質を脆弱にしている一因と捉えております。当該負債の返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討しましたが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債(1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む)残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから当該負債の返済期間の緩速化は、その一部は改善することが期待できるものの、将来的な観点から根本的な課題解決にならないと判断しました。また、当該問題の解決策の一つとして営業キャッシュ・フローの増加が考えられますが、同時に設備投資が必要となります。以上の理由より、今回の第三者割当による増資を行うことといたしました。

当該第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%(議決権比率では11.55%)となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%(議決権比率では11.55%)発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%(議決権比率では23.11%)となり、当該新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が23.06%(議決権比率では23.11%)発生いたします。以上より大規模な第三者割当には該当いたしません、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなり、この点においては既存株主には一定程度合いのデメリットがあると考えております。

しかしながら、今回の資金調達には、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。

このような考えのもと、平成22年10月4日開催の当社取締役会では、本新株予約権及び本社債の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議いたしました。

なお、今回の第三者割当増資を判断するに至った経緯は以下の通りです。

本件資金調達に至った経緯の概要(時系列)

平成22年7月1日のフードインクルーヴ株式会社との合併後、当社の財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善を目的とした第三者割当増資(普通株式)資金調達を、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションに相談することにいたしました。

親会社においても資金繰りは厳しい状況であり、割当については、当初難色を示されました。したがって、7月12日ごろより取引先等、当社と業務上シナジー効果が見込まれると思われる取引先や、近いフランチャイズのオーナー等、長期保有頂けると考えられる先、数か所に対し第三者割当増資による普通株式の割当の検討を開始いたしました。

7月30日までに数社と具体的に交渉いたしました。日本振興銀行の破綻懸念等を悪材料視する向きが多く、結局は成約に至りませんでした。

しかしながら、当社の資金繰りおよび足元の業績を考えると間接金融による調達が主ではありますが、直接金融により資本を増強する必要性や現状の景況感が持続した場合、近い将来において資金繰りに苦慮する可能性が高いことから、ある程度割当候補先を広げることといたしました。その際、選定の基準として、ア) . 暴力団等反社会勢力と関係している事実がないこと。イ) . 支配株主の変更がないこと。ウ) . 法令順守の意識を高く持っていること。エ) . ファンド等は出資者が反社会勢力との関わりがない旨、確認ができること。などを考慮することといたしました。平成22年8月上旬頃に当社が、営業を受けた財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社を通じてBrilliance Capital Management Pte. Ltdへエクイティ・ファイナンスについて相談すると同時に当社の事業戦略・資金需要の必要性・時期などの現状を説明いたしました。(ワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社を通すことはBrilliance Capital Management Pte. Ltdからの指示)

平成22年9月上旬頃にワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社が、当社にBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを引受先とする新株予約権及び社債(新株予約権付社債)の発行によるエクイティ・ファイナンスの提案を行いました。

上記を受けて、改めて親会社である株式会社ジー・コミュニケーションに対し議決権比率維持及び資金調達の依頼をいたしました。(Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとほぼ同内容の手法)

ワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社からの提案内容及び株式会社ジー・コミュニケーションとの協議結果を踏まえ、資金調達の諸条件を総合的に勘案し、Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund及び親会社である株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする当該新株予約権及び当該社債(新株予約権付社債)の発行によるエクイティ・ファイナンスが当社にとって現実的な手法の中では最良と判断し、その選択をいたしました。

現在及び将来における発行済株式総数の増加が当社の株主に及ぼす影響

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び本社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合)及び本社債(当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が23.06%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達には、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化について緩やかにすることができるとともに、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第三者割当による当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使に伴う当社株式の希薄化と、当社借入債務の軽減及び事業基盤の安定化は短期的には相容れないものであります。当社は、第三者割当増資を検討する際に、当社株式の希薄化と当社の財務状況改善及び事業基盤安定化の最適なバランスを考慮するとともに、株式希薄化に対する第三者委員会の意見を参考にしながら、第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の諸条件を決定いたしました。第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行による資金調達が実施されない場合は、借入債務が軽減されず、事業収益の一部を借入債務の返済に充当せざるを得ず、当社の成長や企業価値向上の障害になる可能性があります。一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、第三者割当による当該新株予約権及び当該社債の発行は、当社の成長及び企業価値向上に資するものと考え、今回の第三者割当を決定いたしました。つきましては、今回の第三者割当による希薄化は妥当な規模であると考えております。

よって、今回の第三者割当において調達した資金を借入債務の返済及び新規出店費用・既存店舗の改修費用などに充当することにより、当社の財務状況の改善及び事業基盤の安定化が図る事ができ、当社の成長及び企業価値の向上に資するものでありますので、中長期的には株主の皆様の本社に対するご期待に沿える事ができるものと考えております。

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしましたが、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし、第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、普通株式の募集については、発行時に一度に希薄化が生じることとなり、一方で転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集については、発行時における希薄化は無く、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、既存株主の利益に一定の配慮できるため、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行が調達可能額の面において最も良い手法と判断いたしました。

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、当該新株予約権及び当該転換社債型新株予約権付社債は行使価額及び転換価額を6か月超の間隔で修正されることに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されることを考えました。なお、当該新株予約権の行使価額及び当該転換社債型新株予約権付社債の転換価額はいずれも下限及び上限が予め設定されているため既存株主に配慮した設計となっております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化すると共に業績向上の足がかりとなること

新株予約権について、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、当社が必要とする資金の調達が可能と期待できること

新株予約権（本新株予約権及び本社債に付された新株予約権）の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、行使価額（または転換価額）が6ヶ月超の期間間隔で行使価額（または転換価額）が修正されることから、一定程度の行使（または社債の転換）が進む設計になっていることから財務体質の改善が見込まれること

<デメリットとなる要素>

新株予約権（当該新株予約権及び当該社債に付された新株予約権）の行使が進んだ場合、6,714,228株（当該新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ当該社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合）の新株式が交付されるため（本新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため）、既存株式が最大で23.06%の希薄化が生じること

今回の第三者割当増資により、既存の株主様には当該新株予約権の行使または当該社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当は、当該新株予約権、当該新株予約権付社債のそれぞれの行使価額（または転換価額）が下限値（下限いっぱい）まで下落した場合における希釈化率は25%を超えませんが、大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第2条に定める独立第三者からの意見入手を行いました。

経営者から一定程度独立した大阪証券取引所の定める企業行動規範における第三者による委員会を設置し、平成22年10月4日に希釈化率、発行価格、割当先の選定、資金使途（当社が発行する新株予約権及び新株予約権付社債の公正価値の合理性を含め）、資金調達の方法などを総合的に勘案し、当該割当の必要性と相当性が認められるとの意見を当該委員会より入手しております。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、白石篤司法律事務所の弁護士である北村克己氏、税理士・公認会計士藤田隆大事務所の公認会計士である藤田隆大氏、当社社外監査役である小松正美氏の3名により構成されています。

また、当該ファイナンスは、希釈化率が仮に行使価額の下限ですべての行使が行われた場合においても25%を超えませんが、希釈化が20%を超えることから、独立した第三者からの意見書を入手することといたしました。

なお、第三者委員である北村克己氏、藤田隆大氏のそれぞれの独立性の程度について、過去に当社又は当社子会社の取締役、会計参与、もしくは執行役または支配人その他の使用人となることがないため、一定の独立性があるものと認識しております。

第三者委員会は、以下の5つの要素を基本とした検討の上、平成22年10月4日に提出された調査報告書において、本件第三者割当における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、当社にとって本資金調達は必要且つ相当である旨が記載されております。

本新株予約権及び本社債の発行に伴って、既存株式の希薄化が生じること

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundについては、の理由により本新株予約権及び本社債に付された新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式について、市場動向を勘案しながら売却する方針であること

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundについては、経営権の獲得や支配株主となる意思がないことから現在の親会社との良好な関係が継続維持可能であること

今回の資金調達により、金融機関からの借入債務の軽減と返済期間の緩速化を図れること

当社の今回の資金調達額の必要性及び第三者割当での新株予約権及び新株予約権付社債発行の相当性

当社の監査役は、星晴夫氏、小松正美氏（社外）及び佐藤加代子氏（社外）の3名から構成されており、当該監査役は、第三者割当増資による資金調達について、当社の財務構造の改善及び営業基盤の強化を実現させるために必要不可欠なものであり、本新株予約権及び本社債に付された新株予約権が一度に行使され普通株式が発行される場合には株式の希薄化が一気に生じてしまうこと、現在の親会社との良好な関係維持を続けたいこと、複数の引受人を探すとしても時間的な余裕がないこと、借入債務の軽減と返済期間の緩速化を図りたいこと、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していることなど、本件第三者割当にかかる希薄化率、発行価額、割当先の選定、資金使途（発行価額や行使価額の相当性を含め）などの必要性及び他の資金調達との比較における相当性の観点から妥当であるとの意見を平成22年10月4日に表明しております。

第三者委員会からの調査報告書の以下の意見を尊重した上で、当社監査役3名全員からの意見も勘案し、当社取締役会は今回の資金調達が適正であると判断し、当社は本件第三者割当を決議することといたしました。

<当社が尊重した第三者委員会からの調査報告書の意見>

(1) 有利発行に該当しないことについて

ア 新株予約権について

本件割当による新株予約権の発行価額については、公正なオプション価額、即ち、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権（1個あたり）の発行時点における価額が金56,785円であるところ、本件割当による新株予約権（1個あたり）の発行価額は、金56,785円であり、公正なオプション価額を大きく下回るものではないことから、会社法第238条3項の「特に有利

な金額」での新株予約権の発行にはあたらないと認められる¹。

尚、本件の新株予約権には、発行会社の任意取得条項（コールオプション）が付加されているところ、当該任意取得条項の存在を考慮することにより、当該任意取得条項が存在しない場合に比して、算出される公正なオプション価額がより低いものとなっていることは否定できない。しかしながら、一般的に、任意取得条項の存在により公正なオプション価額を低く修正すること自体は、認められている。

もっとも、修正には合理的な理由が必要であり、修正が不合理である場合には、公正なオプション価額が高くなり、有利発行に該当する場合もある。

この点に関して、裁判例では、二項モデルを採用した事案につき、発行会社の取得条項がついていることを理由として、払込金額を低くするという修正が行われた件で、かかる修正が不合理であり、有利発行に該当するとの判断がなされている（サンテレホン事件、東京地裁平成18年6月30日決定）²。

尚、ブラックショールズモデルを採用した事案において、新株予約権発行による希薄化を原資産価値の評価について考慮したり、任意消却条項が存在するという理由で権利行使期間を極めて短期間に設定したことが恣意的な算定であるとして、有利発行に該当するとの判断がなされている（TRNコーポレーション事件、東京地裁平成18年1月17日決定）³。

他方、モンテカルロ・シミュレーションを採用した事案において、発行会社における繰上償還に必要なコストが残存社債を株式に転換して市場売却したときのキャッシュフローより小さい場合には発行会社は早期償還条項を発動することを前提条件として評価をおこなったが、裁判所は、かかる前提条件を不合理とは判断しなかった（オートボックスセブン事件、東京地裁平成19年11月12日決定）。

このような結論の差異は、主として、不合理でない行使条件を設定しているか否かという点に依拠するものと考えられる。本件では、取得条項が行使される条件として、株価が行使価格と代替資金調達コストの合計額を超える場合に任意取得条項もしくは行使制限条項が行使されるという条件を設定している。本件の新株予約権及び転換社債発行の目的が借入れに代わる資金調達であることに鑑みれば、かかる条件は、発行会社として一応合理的な対応ということができ、かかる条件の設定が公正なオプション価額を低下させるための恣意的なものとは認められない。

イ 転換社債型新株予約権付社債について

一般に、転換社債型新株予約権付社債の発行が有利発行に該当するか否かの判断の前提として、転換社債の評価を行うにあたり、評価方式としては一体評価方式と分離評価方式の2種類が存在する。

一体評価方式とは、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分と社債部分を一体として評価する方式であり、転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の分離行使が不可能であり、新株予約権が行使された場合社債は消滅することから、新株予約権と社債を一体として評価すべきとする。以前の一体評価方式は、具体的な評価にあたり、発行当時の行使価額の水準、将来の行使条件の修正条件、社債の年限・利率、普通社債との利率の格差、行使可能期間等の要素を総合的に考慮するものとされていたが、これでは公正な評価方法とは言い難い面があったが、現在では、オプション評価モデルについての理解が浸透したことを受けて、二項モデル等のオプション評価モデルを用いることにより、精緻な評価が可能となったといえる。もっとも、二項モデルを用いる場合、転換権（新株予約権）の行使や発行会社の繰上償還の可能性を考慮するために、一定のシナリオを設定する必要があり、恣意的な設定がなされるおそれに留意する必要がある。

他方、分離評価方式とは、転換社債の新株予約権部分の価値と社債部分の価値を各別に評価する方式である。上記のとおり、オプション評価モデルが普及したとはいえ、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分と社債部分を一体として評価することは、複雑であり、時間を要する。そこで、より簡便な評価方法として、分離評価方式が用いられている。

分離評価方式を採用する場合、転換社債が有利発行に該当するか否かは、「『転換社債の金利コスト』と『同一会社が同一条件の普通社債を発行した場合の金利コスト』の差額の割引現在価値」と「新株予約権部分の評価額」との比較によって判断すべきという見解が有力である⁴。

裁判例においても、上記のオートボックスセブン事件（東京地裁平成19年11月12日決定）では、分離評価方式が採用されて、以下のとおり上記の有力な見解と同様の基準が判示された。

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の「実質的な対価」は、特段の事情のない限り、当該転換社債について定められた利率とその会社が普通社債を発行する場合に必要とされる利率との差に相当する経済的価値である

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の「公正な価値」は、オプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額である

「実質的な対価」（上記）が「公正な価値」（上記）を大きく下回るときは有利発行に該当する
そこで、本社債についても、それぞれの新株予約権部分の「実質的な対価」と「公正な価値」を比較検討した結

果、いずれも公正な価値は実質的な対価を大きく下回るものとは認められない。
従って、本社債の発行は、いずれも有利発行には該当しない。

なお、本社債は、貴社の株価を一定程度ディスカウントした価額を転換価額とすることを前提としているが、この点につき、一般に転換社債型新株予約権付社債の発行は、発行会社にとって段階的に第三者割当増資をおこなっているのと同視できることから、第三者割当増資における有利発行の議論が当てはまるとされている。第三者割当増資の場合、日本証券業協会の自主ルール⁵に従い、発行価額が定められる限り、裁判所の差し止めの対象とはならないという基準が確立されたと一般に理解されている。

この自主ルールによると、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。但し、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とのことである。

そこで、本社債についても、転換価額が上記の自主ルールに準じて定められる限り、有利発行には該当しないと史料される。

本社債は、いずれも当初転換価額が発行決議日の前日の終値の90%とされており、その後6か月超の期間間隔で定められる各転換価額修正日において、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に転換価額が修正されることとされているが、かかる転換価額の決定方法は、上記の自主ルールに準拠したものであり、特段恣意性は見られないことから、有利発行には該当しないと考えられる。

尚、本社債は、新株予約権の発行価額を無償としているが、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の発行価額が無償であっても、かかる一事情のみをもって転換社債型新株予約権付社債が有利発行と判断されることにはならない。

- 1 裁判例においては、「特に有利な金額」による新株予約権の発行とは、公正な払込金額よりも特に低い価額による発行をいうところ、新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（「公正なオプション価額」）をいうと解されるから、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大きく下回るときは、原則として、新株予約権の有利発行に該当するとされている（東京地裁平成17年3月11日決定、東京地裁平成18年6月30日）。
- 2 本決定は、取得条項が行使されない場合の公正なオプション価値の最安値を154万4,730円とする計算を採用し、新株予約権の払込金額を9万1,000円まで引き下げる合理的な理由を直ちに見いだすことは困難と判示している。
- 3 本決定は、新株発行や新株予約権の発行による希薄化を考慮して原資産価値を評価したことについて、希薄化を当然に考慮することの相当性に疑問が残るとしている。また、本決定は、任意消却特約の存在を考慮して、権利行使期間を1日としたことについて（発行要項では約1年10か月とされている。）、不合理な前提であると判示している。
- 4 転換社債型新株予約権付社債の発行が有利発行に該当するか否かは、「新株予約権部分の評価」プラス「社債部分の評価」と「転換社債型新株予約権付社債の発行価額」との比較によって判断すべきとの考えもある。
- 5 日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成15年3月11日）

(2) 本件割当の必要性について

ア 結論

当委員会は、以下の理由から、当社には、本件割当により資金調達を行う必要性があると判断する。

イ 理由

(a) 第2回新株予約権

短期借入金で調達した運転資金399百万円が当社の財務体質の脆弱さの一因であるため、返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討したが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債（1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む）残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから返済期間の緩速化は、根本的な課題解決にならない。そこで、当該短期借入金の一部を圧縮する目的として第2回新株予約権を発行することとしたものであり、当該新株予約権の行使により調達する手取り概算額の96百万円が当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当される予定であって、調達資金の用途は具体的かつ明確なものであり、資金調達の必要性は認められる。

(b) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

上記の新株予約権が行使されない場合、短期借入金の返済という目的が達成できないリスクがある。そこで、新株予約権が行使されない場合においても短期借入金の返済を緩速化することにより、財務体質を一定程度改善できる手段として、転換社債型新株予約権付社債を発行することとしたものである。無論、当該社債に付された新株予約権が行使された場合、これにより調達する手取り概算額の189百万円は当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当することになり、当社の財務体質改善において極めて有効であり、第2回新株予約権と同様、調達資金の用途は具体的かつ明確なものであり、資金調達の必要性は認められる。

(c) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

景況感の先行き不透明感による個人消費の低迷が、当事業年度も継続することを前提とし当事業年度については積極的な出店には行わない方針であるものの、一方において営業キャッシュ・フローの改善が進まない可能性があるため、改装、業態転換、居抜き物件を活用した新規出店など低額の投資は継続して実施する必要がある。当該投資は、3年程度の回収を別途として投資判断を行っており、長期借入金の返済が営業キャッシュ・フローを大幅に超過している状況下での長期借入金による当該投資資金の調達に伴う負債の増加は将来的に大きな課題となる可能性が高いことから、当該投資資金の調達においては、新株予約権付社債発行により調達することとし一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなり、将来の金融機関からの借入れも容易になるため、調達資金の用途は明確ということができ、資金調達の必要性は認められる。

(d) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

上記のとおり、長期借入金の年間返済額が営業キャッシュ・フローを大幅に超過していることが中長期的な財務上の課題と考えられる。したがって現在、主力取引銀行等から新たに長期借入金を調達することにより加重平均した平均返済期間の長期化に取り組んでいる。しかしながら景況感の反転時には、いち早く積極的な投資を行うことが企業価値の向上、既存株主様の持ち分価値向上に資すると認識しており、そのために長期有利子負債の早期圧縮が機動的な経営を行うために重要課題と認識している。当該負債のうち長期借入金の圧縮を目的とした第5回無担保転換社債型新株予約権付社債は当該課題解決に最良の方法と判断した。当該社債に付された新株予約権の行使により調達する手取り概算額の123百万円については長期借入金の返済原資に充当する。新株予約権付社債発行により調達することとし一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなり、将来の金融機関からの借入れも容易になる。また、当該社債に付された新株予約権が行使されなかった場合においても第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を4年としているため、有利子負債の返済期間の緩速化は返済負担の軽減化につながり景況感の反転時に積極投資を可能とする一因になると考え、当該目的を一定程度達成できると考えられる。よって、調達資金の用途は明確ということができ、資金調達の必要性は認められる。

(e) 結語

以上から、当社が本件割当により資金調達を行う必要性が具体的かつ明確に認められ、かつこれを覆すに足る特段の事情が見当たらないことから、上記の結論に達した次第である。

(3) 本件割当の相当性について

ア 結論

当委員会は、以下の理由から、本件割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債発行の方法及び条件はいずれも相当性があると判断する。

イ 理由

(a) 目的及び方法の相当性

本件割当の目的

本件割当は、借入債務を軽減させるとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、かかる目的は正当である。仮に本件割当による資金調達が不可能となった場合、短期借入金の返済等の資金繰りに関する短期的な財務リスク、設備投資が実行できないことによる営業キャッシュフローが改善しないリスク、長期借入金の返済、緩速化が行えないことによる長期的な財務リスクが顕在化することになる。他方、本件割当は、また、エクイティ・ファイナンスによる資金調達により、金融機関の信用を高めて将来のデット・ファイナンスを容易にするという効果も期待できる。従って、本件割当の目的は相当というべきである。

割当先の選択の相当性

割当先のBrilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、実在性があると共に、いずれも投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高い上、いずれもファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能である。割当先のBrilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実に行っている先であり、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できる。当社が依頼した第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介)の調査結果から

も割当先のBrilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)が反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められていない上、その出資者についても反社会勢力とのつながりは認められていない。

他方、割当先の株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であり、同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認している。本件割当は、ジー・コミュニケーションのみに割り当てることを予定していたものではなく、当社とは完全に独立した財務アドバイザー会社のアドバイザーサービスにより、割当先として選択したものであって、株式会社ジー・コミュニケーションを不当に利する目的は窺えない。

新株予約権発行と転換社債型新株予約権付社債発行の併用

本件割当においては、本新株予約権の発行によるデメリット(即時に資金調達目的を果たせないこと)を本社債の発行によって補完されており、且つ本社債のみを発行した場合のデメリット(一時的な負債の増大)が本新株予約権の発行によって補完されており、かかる併用には十分な合理性が認められる。

他の資金調達手段との比較

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討したが、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとしたものである。また、一般投資家を対象とした公募増資も検討したものの、幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答があったため、第三者割当増資による普通株式の募集を検討した。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行が調達可能金額の側面において最も良い手法と判断するに至り、当該方法を選択したものである。なお、行使価額(または転換価額)が発行決議日の前営業日の終値の90%とした点、6か月超の期間間隔で行使価額(または転換価額)を修正する行使価額(または転換価額)修正条項を設けた点については、当該条件がそれぞれ割当先と交渉した結果割当先より提示を受けた条件であり、当社において当該条件のもとに資金調達を行うことについて検討した結果、当該条件によれば当社の希望する額の調達が可能なことから、資金調達の重要性に鑑み、当該条件を了承したものである。

以上のような経緯に鑑みれば、本新株予約権、及び本社債の発行は、割当先との交渉、協議の結果、当社が希望する資金額を調達するためにやむを得ない選択であり、他に有効な代替手段が想定されない上、後述のとおり希薄化は、当社の株価が平成22年10月1日現在の株価の50%以下まで下落したとしても、最大23.06%にとどまるものであり、本新株予約権、及び本社債の発行という当社の選択には、他の資金調達手段との比較において、不合理な点は認められない。

小括

以上の諸事情に鑑みれば、本件割当による本新株予約権及び本社債の発行の目的及び方法はいずれも相当であって、かかる相当性についての判断を覆すに足る理由は見出しがたい。

(b) 発行規模及びそれに伴う希薄化の妥当性

今回の第三者割当による新株予約権の行使価額による発行株式数1,428,560株であり、平成22年10月4日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の2.45%(行使価額70円における潜在株式に係る議決権個数14,285個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の2.46%、行使価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数7,142個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の1.23%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数28,571個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の4.92%)に相当する。

今回の第三者割当による本社債に付された新株予約権の転換価額による発行株式数は5,285,668株であり、平成22年10月4日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の9.07%(転換価額70円における潜在株式に係る議決権個数52,856個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の9.09%、転換価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数26,428個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の4.55%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数105,714個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の18.19%)に相当する。

従って、本件割当の規模(新株予約権が行使価額にて全て行使がなされ、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、本件割当による株式の希薄化が11.53%発生する。また、新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされ、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が

23.06%発生する。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなる。その結果として、既存株主にとって、株価の下落、及び支配比率の低下といった不利益を被る恐れがある。しかしながら、当委員会は、以下の理由により、本件割当の発行規模、及びそれに伴う希薄化は、いずれも妥当であると判断する。

発行規模及び希薄化の程度

当社の株価に変動がない場合、仮に本件割当の割当先がいずれも本件の新株予約権、及び本件の転換社債に付された新株予約権の全てを行使したとしても、その希薄化率は、11.53%であり、著しい希薄化を招くものではない。当社の株価が平成22年10月1日現在の株価の50%以下まで下落し、且つそのような状況下において本件の新株予約権、及び本件の転換社債の新株予約権が全て行使されたという極限的な仮定の下でも、希薄化率は23.06%にとどまるのであり、この23.06%という数字は、仮定の上に仮定を重ねた結果の希薄化率としては、決して高いものとはいえないと思料される。

尚、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化を緩速化することができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能である。かかる事情を考慮すれば一層、希薄化の規模は限定的といえることができる。

既存株主の不利益防止措置及び企業価値の向上

本新株予約権には、行使停止要請条項が設けられており、割当先のまとまった権利行使による急激な希薄化を防止することが可能であり、既存株主に及ぶ不利益防止のための具体的措置が講じられている。

なお、割当先のうちBrilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundの目的は、純投資目的であり、経営権支配の目的がなく、その旨を確認済みであることから、割当先の選定において既存株主の会社支配に対する影響を極力防止し、既存株主に不利益が及ばないように配慮がなされているといえる。

新株予約権の行使価額(または社債に付された新株予約権の転換価額)は、いずれも下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることに加え、下限値と上限値が設定されているため、新株予約権の行使もしくは社債の転換が行われた場合における既存株主への希薄化の影響に配慮した設計になっている。

他方、本件割当による資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであり、既存株主の持ち分価値の増大に結び付くものであることは明らかである。

小括

本件割当により既存株主には本新株予約権の行使または本社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じるが、以上のようなメリットに鑑みると、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、既存株主の利益となるものである。

(c) 支配株主に対する割当の合理性

第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の支配株主であることから、支配株主に対する割当の合理性も問題となる。

この点、割当の目的は、上記のとおり当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであって、具体的な必要性と合理性のある使途のための資金調達であり、当社の経営陣支配権の維持を目的とするものではなく、買収防衛策として機能するものでもない。

また、本件割当は、当社から株式会社ジー・コミュニケーションのみに対して割当を予定していたものではなく、当社とは完全に独立した財務アドバイザー会社のアドバイザーサービスにより、第2回新株予約権及び第3回転換社債型新株予約権付社債の割当先であるBrilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundを含む多数の候補者と交渉を重ねた上で、支配株主への割当が実現したものであって、当社グループ内でジー・コミュニケーションを不当に利することを企図したものとは認められない。

更に、上記のとおり、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の発行条件は、既存株主に不当な不利益を及ぼすようなものではない。

また、当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、一般の取引と同様に取締役会において取引の是非を決定し、当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引内容の合理性及び妥当性について取締役会において審議の上、取引の是非を決定している。

従って、当社から支配株主である株式会社ジー・コミュニケーションへの割当では、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼した算定結果をもとに合理的及び妥当性を審議の上決定しているものであり、合理的なものと認められる。

以上から、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の発行は、支配株主との取引といえども、既存株主に不当な不利益を及ぼすような恣意的なものではなく、合理的な取引と思量される。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第51期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

以下の変更部分には、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）現在において変更の必要はないと判断しております。

なお、下線は追加及び変更箇所を示しております。

4 [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成22年10月4日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 食中毒が発生した場合の影響

回転寿司部門についてF C店を含めて業界で始めて国際規格ISO9001の認証を取得しましたが、この世界基準の目的は、お客様満足と品質確保にあります。これをはじめとして衛生管理には細心の注意を払っておりますが、商品の性格上食中毒の可能性を完全になくすことは困難です。万一食中毒を発生させた場合、その程度にもよりますが当該店舗のみならず広範囲に及ぶ一斉営業停止を命じられ、売上の減少に至る可能性があります。さらにマスコミによる広域的報道で企業イメージが損なわれる可能性があります。

(2) 店舗の老朽化

商圈の縮小・店舗の老朽化等が売上低迷を招き、これが改善投資を怠らせることで悪循環を招くことが考えられます。

(3) 原価の高騰

輸入食材に頼る当社は、魚資源の枯渇、漁船燃料の高騰、輸入先の人々の魚食化、不漁、戦争、為替等により、材料の値上がりにより直面する可能性があります。

(4) 外部事件等の影響

かつて、他社においては狂牛病、鳥インフルエンザ等によって甚大な影響を受けたことが想起されます。当社の食材は輸入食材も多く、輸入品に対する中傷等が拡大した場合、経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 競合店の出現、競争の激化

採算性の良い店舗に隣接して、競合他社が出店した場合には経営成績に大きな影響を与えます。このような事例は、これまでにも多く発生しております。

(6) 消費者の嗜好の変化

外食産業の中でも、多くの分野があり、消費者の嗜好が変化する可能性があります。例えば高齢化の進展によって、ファミリー層に顧客基盤をおく業種の成長が鈍化することも考えられます。

(7) 景気動向等による外食市場の低迷について

雇用環境、給与収入の変動によって、外食の市場も影響を受ける可能性があります。従来も景気低迷が失業率の増加、所得の減少を通じて外食の消費支出を抑えた事例があります。

(8) 異常気象の影響

東北圏で時おり発生する冷害や、台風及び大雨による風水害等が、過去に当社の主要食材である米の作況に大きな影響を及ぼした事例がありました。米の不作による米価の高騰のみならず、主に農業従事者の所得減少による消費意欲の減退を招くことが考えら、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundからは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は割当を予定しているBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundのいずれに対処可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当先であるいずれのファンドも、財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF 202号、代表取締役 岩谷俊一郎）からご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、いずれもファンドの投資一任助定委託先から、同内容の確認書及び資金確保に関する確認書をそれぞれ受領しております。

(10) 第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは当社の筆頭株主であります。店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第4回及び第5回新株予約権付社債の発行方法につき、資金調達における既存株主様に対する考え方、また当社に対する債権に関して、業績動向や市場の状況を鑑みたくえでの社債に付された新株予約権の機動的な権利行使について、一定の理解が得られたことから同社を割当先として選定いたしました。なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第4回及び第5回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

(11) 資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成22年10月4日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを割当先とする第三者割当てによる第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする第三者割当てによる第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をそれぞれ行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第2回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

(12) 株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成22年10月4日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを割当先とする第三者割当てによる第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする第三者割当てによる第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をそれぞれ行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は58,224,201株であり、第2回新株予約権及び第3回、第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使（行使及び転換価額70円）により6,714,228株の新株式が発行されることにより、11.53%の希薄化率（全部行使後における発行済株式総数の11.53%）となります。また、当該新株予約権が行使下限価額35円にて全て行使がなされた場合、及び本社債（当該社債に付された新株予約権）が転換下限価額35円にて全て転換がなされた場合、13,428,542株の新株式が発行されることにより、23.06%の希薄化率（全部行使後における発行済株式総数の23.06%）となります。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。しかし、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が掲げる経営重点施策の実現のため、財務基盤の強化及び事業基盤の安定と将来収益の源泉の確保につながり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に寄与するものであり、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

平成22年6月30日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成22年6月24日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円50銭

第2号議案 当社とフードインクルーヴ株式会社との合併契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、稲吉史泰、川上一郎、伊藤雄一、扇正信、木村剛、加藤清司及び岡本貴幸を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中川靖之を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	372,722	2,973	0	(注1)	可決(99.21%)
第2号議案	373,116	2,579	0	(注2)	可決(99.31%)
第3号議案	373,326	2,369	0	(注2)	可決(99.37%)
第4号議案				(注3)	
稲吉 史泰	373,369	2,326	0		可決(99.38%)
川上 一郎	373,333	2,362	0		可決(99.37%)
伊藤 雄一	373,182	2,513	0		可決(99.33%)
扇 正信	373,390	2,305	0		可決(99.39%)
木村 剛	373,323	2,372	0		可決(99.37%)
加藤 清司	373,094	2,601	0		可決(99.31%)
岡本 貴幸	373,300	2,395	0		可決(99.36%)
第5号議案				(注3)	
中川 靖之	373,280	2,415			可決(99.36%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2. 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注)3. 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

平成22年10月1日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成22年9月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年9月30日

(2) 当該決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

監査役として、小松正美を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 小松 正美	397,078	2,411	0	（注）	可決（99.40%）

（注） 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月24日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月13日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年8月1日付けで、連結子会社である株式会社グローバルアクトを吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山根 武夫 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	西井 博生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトの子会社化を決議し、同日、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションと株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトと吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月25日

株式会社グローバルアクト

取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルアクトの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルアクトの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日付けの取締役会において、同日親会社となった株式会社ジー・テイストとの吸収合併契約の締結の承認を行い、同日、締結している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グローバルアクトの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社グローバルアクトが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山根 武夫 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	西井 博生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月27日開催の取締役会において、兄弟会社のフード インクルーヴ株式会社と吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年7月1日付けで、兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社を吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。